

2 議案第1号関係

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(1)おいらせ町監査委員条例 新旧対照表 (抜粋) (第1条関係)

改正案	現行
<p>(請求又は要求等に基づく監査又は審査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による監査又は審査の請求又は要求があったときは、その翌日から起算して20日以内に監査又は審査に着手しなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第9条 <u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査を求められたときは20日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求等に基づく監査又は審査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び<u>第243条の2第3項</u>の規定による監査又は審査の請求又は要求があったときは、その翌日から起算して20日以内に監査又は審査に着手しなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第9条 <u>法第243条の2第3項</u>の規定による監査を求められたときは20日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。</p>

(2)おいらせ町病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) (第2条関係)

改正案	現行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>